

神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会開催要綱

平成25年5月31日
教育長 決定

(趣旨)

第1条 本市の体罰防止対策について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会に参加する委員は、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) スクールカウンセラー
- (4) スポーツ指導者
- (5) 神戸市立小学校校長会・神戸市立中学校校長会・神戸市立高等学校校長会・神戸市立特別支援学校校長会
- (6) 神戸市立小学校PTA連合会・神戸市立中学校PTA連合会・神戸市立高等学校PTA連合会
神戸市立特別支援学校PTA連合会

2 前項の規程により委嘱する委員の人数は、12名程度とする。

3 委員の任期は、委嘱を受けた日から、その年度の末日までとする。

(委員長の指名等)

第3条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討委員会の公開)

第4条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合。

(2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合。

2 検討委員会の傍聴に関しては必要な事項は、教育長が別に定める。

(施行細目の委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日より施行する。

附 則（平成27年7月1日一部改正）

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

附 則（平成29年3月30日一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。